

議案第 29 号

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

所沢市立老人福祉センターうしぬま荘及び所沢市立老人福祉センターあづま荘に指定管理者制度を導入するため、所要の改正をいたしたく、本案を提案するものである。



所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例（昭和56年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（所沢市立老人福祉センターうしぬま荘及び所沢市立老人福祉センターあづま荘を除く。次条及び第14条において同じ。）」を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定及び事前の利用の手續並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。